

「三重県犯罪被害者等支援推進計画(仮称)」中間案に対する意見募集の結果概要

1 意見募集期間

令和元年10月9日(水)から令和元年11月7日(木)まで

2 意見の募集結果

(1) 意見提出者数 22名

(2) 意見数 68件

(3) ご意見に対する対応

いただいたご意見に対する県の考え方は「『三重県犯罪被害者等支援推進計画(仮称)』中間案に対する意見募集結果」のとおりです。

(4) 対応状況

| 対応区分 | | 件数 |
|-----------------------|---|-----|
| ①反映する | 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。 | 13件 |
| ②反映済み | 意見や提案内容がすでに反映されているもの。 | 18件 |
| ③参考にする | 最終案には記載しないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。 | 29件 |
| ④反映又は参考にさせていただくことが難しい | 県の考え方や施策の取組方向等と異なるもの。 事業主体が県以外のもの。 法令などで規定されており、県として実施できないもの。 | 2件 |
| ⑤その他 | (①から④に該当しないもの) | 6件 |

「三重県犯罪被害者等支援推進計画(仮称)」中間案に対する意見募集結果

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|------|---|------|---|
| 1 | 全般 | 犯罪を起こさない社会の形成の促進のための未然防止と万一被害にあった場合に適切に対処できるための啓発・教育を掲げていただきたい。 | ② | 被害にあった場合の啓発教育については、Ⅳ-3-(2)-B「犯罪被害者等への理解の促進」において関連施策を記載しています。 犯罪の未然防止については、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」を別途策定しています。 |
| 2 | 全般 | 新たに事件被害者になられた方にも、推進委員のメンバーに入ってください。 | ③ | 県では、本計画の策定・検証について意見をいただくための有識者等会議である「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」を設置しております。 ご意見については、今後の同協議会運営の参考とさせていただきます。 |
| 3 | 全般 | 支援推進計画ができたから終わりではなく、できたものをいかに県民に広め実現していくか、その方策も示してほしい。 | ② | Ⅳ-4-(1)「進捗管理」において、年度ごとに犯罪被害者等支援施策の実施状況を年次報告書としてとりまとめ、「三重県犯罪被害者支援施策推進協議会」の意見を聴取します。同協議会からの意見を踏まえ、進捗状況を点検し、施策の改善を図るとともに、年次報告書を公表することとしています。 |
| 4 | 全般 | ストーカー犯罪に対する被害者支援を追加。 | ② | 本計画では、ストーカー被害についても対象としています。 Ⅴ資料-1「三重県犯罪被害等支援推進計画用語集」の「犯罪等」の解説文において、ストーカー被害について記載しています。 |
| 5 | 全般 | 再掲されていたり、同じような文言が重なって、読みにくい。 | ① | ご意見のとおり、文書、レイアウト等を調整し、見やすい計画となるよう見直しました。 なお、基本施策をまたぐ施策については必要最小限の範囲で再掲としています。ご理解ください。 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|------|--|------|---|
| 6 | 全般 | 犯罪被害者の方へ啓発する場合にはもう少し一般の人が読んでも理解できる内容と書き方をお願いしたいと思いました。 | ① | ご意見のとおり、文書、レイアウト等を調整し、見やすい計画となるよう見直しました。 県民等への啓発については、Ⅳ-3-(2)-B-①「『犯罪被害を考える週間』を中心とした広報啓発の実施」において実施します。 |
| 7 | 全般 | 「努力します」との文言がいくつか見られますが、強い意思表示を検討していただきたいです。 | ① | ご意見のとおり検討し、可能な限り改めました。 |
| 8 | 全般 | 犯罪被害者の定義が分かりづらいです。自分が犯罪被害者に当たるのか？どういう場合を犯罪被害者というのか。 | ① | V資料-1「三重県犯罪被害者等支援推進計画用語集」において、「犯罪被害者」についての解説を加えました。 |
| 9 | 全般 | 犯罪被害者の定義のようなものがあればと思いました。もし、含まれている書き方をしてあったのならばみません。 | ① | V資料-1「三重県犯罪被害者等支援推進計画用語集」において、「犯罪被害者」についての解説を加えました。 |
| 10 | 全般 | 家族はどこまでが含まれるのか？等具体的に書いてほしいです。 | ③ | 犯罪被害者等支援においては、被害を受けられたご本人だけでなく、ご家族に対する支援も必要であると考えています。 その支援の対象となるご家族は個々の事情によりさまざまであるため、計画において明記することは難しいですが、実情に応じて支援が受けられるようにします。 |
| 11 | 全般 | 「児童生徒」と記入されていることが多いのですが、一部「児童・生徒」という記述があります。 案：児童生徒に統一されてもいいのではないのでしょうか。 | ① | ご意見のとおり、「児童生徒」に表現を統一します。 |
| 12 | 全般 | 犯罪発生時に被害者や家族に想定される問題対応として、行政や専門機関によるプッシュ型対応を仕組み化することで、「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」の対象者にも対応が出来る。 | ③ | 犯罪被害者等支援のプッシュ型対応については、慎重な検討が必要と考えます。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|-----------------------------|---|------|--|
| 13 | I-3 計画の期間 | 「必要に応じて」だけでなく、たとえば国の犯罪被害者等基本法、基本計画の4年ごとの見直しにあわせて、定期的に見直すことを定め、加えて、必要に応じた見直しがされると良いと思う。 | ② | 本計画は4年ごとに見直すこととしています。 加えて、国の犯罪被害者等基本法の改正や犯罪被害者等基本計画の改定など、「犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化」が生じた場合は4年を待たずに必要に応じて、見直すことも想定しています。 |
| 14 | II-2-(4) 周囲の人の言動による精神的苦痛 | 被害者等は、様々な二次被害に遭っていることを理解していただくため、タイトルを「周囲の人々の言動等による精神的苦痛などの二次被害の問題」としていただきたい。 | ① | ご意見のとおりと考えますので、II-2-(4)「周囲の人の言動による精神的苦痛等の二次被害の問題」といたします。 |
| 15 | II-3-(1) 犯罪被害者等実態調査の概要 | データの示し方が、表と文章が対応しておらず、大変わかり辛くなっています。 | ① | ご意見のとおり、表での記載から、積み上げグラフに変更します。 |
| 16 | III犯罪被害者等支援に関する基本方針について | 基本方針についてはその通りであり異議はありません。 | ⑤ | |
| 17 | IV犯罪被害者等支援に関する具体的施策について | 体制について～ 各機関との相互連携や推進のために、また被害者等にとっても、コーディネイター役が必要ではないか。 コーディネイター役の定義づけ・位置づけ・職務・役割等を文書化し、養成に早く取り掛かると後々多くの人々が助かることになる。 | ② | (公社)みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて関係機関・団体との連携強化のためのコーディネート業務を行っているところです。 |
| 18 | IV犯罪被害者等支援に関する具体的施策について | III「犯罪被害者等支援に関する基本方針」にある「犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援を途切れなく提供されること」に則り、直後や早期だけでなく中長期的な視点での施策も必要と思われる。 10年、20年、30年後に被害者が直面するであろう事柄への支援体制も整備してほしい。更生保護委員会や保護観察所といった機関との連携も必須と思う。 | ③ | III「犯罪被害者等支援に関する基本方針」にある「犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援を途切れなく提供されること」に則り、寄り添った支援を行います。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|-------------------------------|---|------|--|
| 19 | IV-1 特に注力して取り組む必要のある施策 | 例えば、IV-1「特に注力して取り組む必要のある施策」に記載の表をIV-3「具体的施策」の《現状・課題》や《施策》にまとめるような工夫は出来ないか？ | ④ | IV-1の表は、IV-3「具体的施策」の《現状・課題》や《施策》においてそれぞれ記載している内容から、主な課題及びそれに対して、特に注力して取り組む必要のある施策を抽出して、わかりやすく一覧表にしたものですので、ご理解ください。 |
| 20 | IV-2 具体的施策の体系 | 施策体系図は必要だろうか。各項目の記載場所(ページ)を表記すればいかがか。 | ① | 施策体系図は、複雑な施策体系をわかりやすくツリー図したものです。ご意見のとおり、各施策の記載ページを表記いたします。 |
| 21 | IV-2 具体的施策の体系 | 「⑧児童生徒の理解の促進」とあるが、IV-3-(2)-B-⑧には、「学校における児童生徒の犯罪被害者等への理解の促進」とある。統一したほうがよいのではないか。 | ① | ご意見のとおり、「学校における児童生徒の犯罪被害者等への理解の促進」に表現を統一します。 |
| 22 | IV-3 犯罪被害者等支援に関する具体的施策について | 犯罪被害者等がいずれの機関に支援を求めても必要な支援が途切れなく提供されるよう、県が主体となって、県警本部やみえ犯罪被害者総合支援センターと協力して、犯罪被害者全般を対象にしたワンストップ支援センターを立ち上げるなど検討してはいかがでしょうか。 | ③ | IV-3-(2)-A「総合的な支援体制の整備」において、関係機関・団体が相互に連携する総合的な支援体制を整備することとしています。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 23 | IV-3-(1)-A 相談及び情報の提供 | 警察や相談機関に行ったり、電話をしたりしなくても、アプリやSNSで気軽に相談ができた、情報提供を受けられたり、犯罪被害者に対して県が行っている施策を知ったりすることは犯罪被害者支援には重要です。県民に対して効果的な支援施策の周知や情報提供の手法についての記述も計画に含むようにした方がいいと思います。いかがでしょうか。 | ③ | IV-3-(1)-A「相談及び情報の提供」において各種相談事業を記載しています。犯罪被害者等の心情に寄り添った相談、実情に応じた支援が必要と考えます。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、県民への周知については、IV-3-(2)-B-①「『犯罪被害を考える週間』を中心とした広報啓発の実施」において、各種広報媒体を活用した啓発を実施することとしており、SNS等も含まれます。 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|--------------------------------------|--|------|--|
| 24 | IV-3-(1)-A-②「みえ性暴力被害者支援センターよりこの運営」 | 性暴力被害者支援は、被害後の72時間以内が最も重要であるとされています。現在の「よりこ」の対応時間では、この事に適応していないため、病院との連携は大変重要であると考えられます。初動支援72時間以内を病院との連携強化で確保することが求められます。病院は、被害者が訪問しやすく、証拠保全及び医療的ケアを受けられる利点もあります。課題は、人員を含めた体制整備だと推察されます。連携病院の配置エリア設定、公立病院・民間病院・医師会等の連携体制構築、休日及び時間外の輪番体制構築等、市町と連携等の計画的推進を明確にすべきだと考えます。進捗計画を明記しなければ、計画策定する意義がないと考えます。 | ③ | IV-3-(1)-A-②「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の運営において、病院との連携は重要ですので、今後も連携強化に取り組んでまいります。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 25 | IV-3-(1)-A-⑤被害者連絡制度による捜査に関する情報の適切な提供 | 「犯罪被害者等の要望に応じて」とありますが、要望がなければ情報の提供はなされないのでしょうか。必要ないという希望がない限りは、提供するシステムにするというのはいかがでしょうか。 | ② | 担当者から制度説明を行ったうえで、犯罪被害者等の意思決定に基づき、支援を実施しています。 |
| 26 | IV-3-(1)-A-⑥DV被害にかかる相談対応 | DVの被害者は、昨今男性の場合もあり得ると考えます。女性相談員だけでなく、男性相談員の配置の必要性もあるのではないのでしょうか？ 同様に、「女性(婦人)相談員の専門性の向上にむけて研修を行う…」についても男性向けの対応も配慮していただきたいと感じました。 | ② | 「男性相談員」は、法には規定されていませんが、配偶者暴力相談支援センターに男性の相談対応職員を配置し、男性のDV被害者に対しては基本的に男性が対応しています。 資質向上のための職員への研修については、多様な相談に適切に対応できるよう引き続き取り組んでまいります。 |
| 27 | IV-3-(1)-B 被害の早期回復・軽減のための支援 | 特殊詐欺に対する被害者の精神面での支援(世の中の人信じられなくなる場合や第三者から軽蔑の目で見られたり、過度な哀れみを受ける場合) | ③ | 本計画では、特殊詐欺被害についても対象としています。 必要な情報提供や精神的被害からの回復のための支援サービス等に繋げられる体制の整備に取り組んでまいります。 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|--|--|------|--|
| 28 | IV-3-(1)-B 被害の早期回復・ 軽減のための支援 | 犯罪被害者家族への支援として、乳幼児、子どもへの支援を入れてほしいです。親が不在になることも多くなり、不在をカバーするために、ファミリーサポートセンターの利用料の全額負担や補助、一時的な保育所への入所や時間の延長、学童保育への急な入所等ができると思います。 | ③ | 保育所の入所等は市町の事業となっておりますので、IV-3-(2)-A-②「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」等を利用し、適切な支援につながるよう市町に働きかけます。 |
| 29 | IV-3-(1)-B 被害の早期回復・ 軽減のための支援 | 犯罪被害者をケアし、普通の生活に戻れるようにするには医療との連携が大切と考えます。記載されているのですが、もう少し具体的な指標があればと思いました。 | ③ | 施策それぞれに指標は設けておりませんが、年度ごとに各施策の取組状況を年次報告書としてとりまとめ、進捗管理を行います。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 30 | IV-3-(1)-B- ④性犯罪・性暴力 被害者に対する初 期医療的処置の公 費負担 | 連携・体制が整備できれば、さらに初期医療的処置の公費負担は有効性が高まり、被害者の権利を守り、今後の人生の一助となると思います。 | ⑤ | |
| 31 | IV-3-(1)-B- ⑦犯罪被害者等 の実情に応じた福 祉サービス等の提 供 | 事件が起き、息子などを亡くした場合、両親は親の介護中であった場合、施設などへの紹介。 | ② | IV-3-(1)-B-⑦「犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供」において、「実情に応じて犯罪被害者等が利用できる福祉サービスや各種助成制度等の情報を提供し、支援に繋がられるよう、犯罪被害者等支援に従事する支援従事者の資質向上や関係機関の連携を強化します。」と記載しています。介護サービス等においても適切な支援に繋がられるよう施策を推進します。 |
| 32 | IV-3-(1)-C- ④安全確保のため の一時的な居住先 の確保 | 放火事件などで住居が全焼した場合のアパート等の紹介。 | ② | IV-3-(1)-C-④「安全確保のための一時的な居住先の確保」において、転居が必要となった際の居住先を速やかに確保するため、不動産関係団体等との協定も視野に入れて、効率的な方法について検討する旨記載しています。 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|--|---|------|--|
| 33 | IV-3-(1)-C-⑤犯罪被害者等及びDV被害者等の県営住宅優先枠抽選制度の運用 | それでも抽選に外れてしまった被害者の方はどうなるのでしょうか。抽選ではなく、保障されることについても検討していかれることを願います。 | ③ | <p>公営住宅への入居は公募によることとされていることから、優先枠、一般枠ともに落選した場合は県営住宅への入居はできませんが、市(町)営住宅を活用できる場合もあります。</p> <p>なお、県が登録を促進している住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅もあります。</p> <p>IV-3-(1)-C-④「安全確保のための一時的な居住先の確保」において民間賃貸住宅の活用が可能となるような仕組みを検討します。</p> |
| 34 | IV-3-(1)-C-⑤犯罪被害者等及びDV被害者等の県営住宅優先枠抽選制度の運用 | <p>緊急に迫られる事情がある場合とは何か具体的に明記してほしいです。</p> <p>1年を超えない期間とありますが、県営住宅の場合、風呂釜など入居者負担で設置し、退去時は取り外しも必要です。</p> <p>そのように費用をかけて1年での退去規定では利用は難しいと思います。</p> | ③ | <p>ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、公募によらず国の承認を得て入居した場合は、緊急的な一時使用であることから、原則として入居は1年を超えない期間ですが、個々の住宅に困窮する実情等を勘案のうえ、使用期間を更新する場合もあります。</p> <p>また、県営住宅には風呂釜や給湯器が付いていない住宅もありますが、可能な限り付いている住戸を提供するよう努めます。</p> |
| 35 | IV-3-(2)-A 総合的な支援体制の整備 関係機関・団体との連携イメージ図 | 「弁護士会」のところに、「法律相談」以外にも、「示談交渉」、「裁判の受任」なども書き加えていただくと分かりやすいと思います。 | ① | ご意見のとおり、IV-3-(2)-A「関係機関・団体との連携イメージ図」の「弁護士会」の欄に「示談交渉」、「裁判の受任」を書き加えます。 |
| 36 | IV-3-(2)-A 総合的な支援体制の整備 関係機関・団体との連携イメージ図 | <p>その他関係機関・団体とは別に「報道機関」を追加し、次の文言を記載いただきたい。</p> <p>「犯罪被害者週間の広報・被害者の人権擁護に関する広報」</p> | ③ | <p>報道機関は、IV-3-(2)-A「関係機関・団体との連携イメージ図」の事業者に含まれ、犯罪被害者等への理解・配慮を深めていただくこととしています。</p> <p>報道機関の協力は必要と考えますので、ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |
| 37 | IV-3-(2)-A 総合的な支援体制の整備 関係機関・団体との連携イメージ図 | <p>関係性としては、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターが犯罪被害者を包み込むような図の方がコーディネート機関の役割がよりわかりやすく、ワンストップのイメージに近いと思うのですがいかがでしょうか。</p> | ④ | <p>本計画では、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターのみによるワンストップ支援ではなく、関係機関・団体が相互に連携する総合的な支援体制を構築することとしています。</p> |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|---|--|------|---|
| 38 | IV-3-(2)-A-②犯罪被害者等支援施策市町担当者会議の開催による県と市町の連携の強化 | 行政における犯罪被害者等支援に関して、市民に一番近い市町と県の役割分担、連携強化は非常に重要である。 市町担当者会議は重要であると思いますが、目的を明確にすべきである。 | ② | IV-3-(2)-A-②「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」では、市町へ好事例の紹介等、情報提供をするとともに県と市町の相互補完的な役割分担に基づく、連携の強化を図り、県、市町、いずれに犯罪被害者等が支援を求めても、必要な支援が滞りなく、途切れなく提供されるような体制を整備することとしています。 |
| 39 | IV-3-(2)-A-③県警察及び民間支援団体と、県、市町等との相互連携の促進 | 警察、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターと県、市町、その他関係機関(検察庁、弁護士会、法テラスなど)を交えた協議会を定期的に開催する、もしくは、「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」に関係機関も参加するなどして、相互理解を深める場を県が主体的に提供していただくというのはいかがでしょうか。 | ③ | 警察、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターと県、市町、その他関係機関が相互に連携するには、関係機関間の顔の見える関係の構築が重要と考えます。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 40 | IV-3-(2)-A-⑤犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施 | 犯罪被害者等は行政手続きのために市町村の窓口を利用することが多いことから、少なくとも全ての窓口担当者は、犯罪被害による心身の状態、生活面への影響及び、支援制度等に関する基本的な知識と情報を持っていなければならない、基礎研修として提供される必要がある。民間の事業者、学校・教育委員会等も同様である。医療機関、警察、司法関係者等、専門的に支援に携わる者はより専門的な知識と対応技術が必要であり、専門研修が必要となる。 対象者別の段階的な研修実施について記載いただきたい。 | ③ | IV-3-(2)-A-⑤「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施」において、支援従事者への研修の実施について記載しています。 ご意見については、施策を実施していく上での参考とさせていただきます。 |
| 41 | IV-3-(2)-A-⑤犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修の実施 | 各市町村の担当者の研修も行う。 | ② | IV-3-(2)-A-⑤「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修の実施」に記載の「犯罪被害者等支援に従事する者」には市町職員を含んでいます。 |
| 42 | IV-3-(2)-A-⑤犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修の実施 | 被害者の方から、二次被害の報告は、警察、弁護士、医療従事者から言われたとのこともあり、各行政への研修など行っていただきたいです。 | ③ | IV-3-(2)-A-⑤「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修の実施」において、支援従事者に対する研修を実施することとしています。 ご意見につきましては今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|---|---|------|---|
| 43 | IV-3-(2)-A-⑥支援従事者の心理的外傷のケア | 犯罪被害についての知識と対応スキルが不十分な状態での支援が心理的外傷に繋がりがりやすいことを考えると、IV-3-(2)-A-⑤「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施」、IV-3-(2)-A-⑥「支援従事者の心理的外傷のケア」として、事例検討を含む定期的な連絡・協議会といった相互学習・相互支援のネットワークが構築されることが望ましい。一般的なストレス研修や精神科医・臨床心理士によるカウンセリングの前に、そのようなシステムについて記載いただきたい。 | ③ | 支援従事者に対する研修を実施し、犯罪被害についての知識と対応スキルの向上に努めるとともに相互学習・相互支援のネットワーク構築に資するよう、関係機関の相互連携を進めてまいります。 ご意見については、施策を実施していく上での参考とさせていただきます。 |
| 44 | IV-3-(2)-A-⑦市町の総合的対応窓口設置に関する支援 | 被害者の方が市町窓口にご相談した場合、次にどうすればいいか、今後何が手続きとして必要となるか、被害様態により様々かも知れませんが、方向を示す為の、支援プログラムやフローとしてわかるものが必要ではないか？市町の方の教育に、そういったガイドに沿った寄り添った支援があればと考えます。 | ③ | 今後は、ご意見にあるような市町職員が支援を行う際に参考となるガイドの作成を考えています。 ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 45 | IV-3-(2)-A-⑦市町の総合的対応窓口設置に関する支援 | 市町のワンストップ支援窓口設置にあたり、職員には部署の異動があるため、安定した相談業務を継続し、その質の担保のために対人援助ができる専門職を配置してほしい。 | ③ | 専門職の配置については、各市町の判断となりますが、県としては、IV-3-(2)-A-⑦「市町の総合的対応窓口設置に関する支援」、IV-3-(2)-A-⑤「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修の実施」等により、市町職員の資質向上を支援します。 |
| 46 | IV-3-(2)-A-⑦市町の総合的対応窓口設置に関する支援 IV-4-(2) 数値目標 | 重点施策として「総合的対応窓口設置支援」とし、進捗管理目標項目に「犯罪被害者等支援施策集作成市町数」としてありますが、総合的対応窓口設置は県が配置の人件費補助するなら別ですが、その他県の支援がなければ設置できないとは考えにくい。また、「犯罪被害者等支援施策集」は、作成するだけなら市町はすぐに作成できると思いますが、実際に犯罪被害者等支援の具体的な支援に有効かつ効果的に適時に行政サービスとして結びつかない。したがって、進捗管理項目にしても役に立たず、無駄であると考えます。 | ③ | IV-3-(2)-A-②「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議の開催」及びIV-3-(2)-A-⑤「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施」により、「犯罪被害者等支援施策集」の活用も含め、市町における犯罪被害者等支援体制の強化及び市町職員の資質向上を図りたいと考えています。 ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|---------------------------------------|--|------|---|
| 47 | IV-3-(2)-A-⑦市町の総合的対応窓口設置に関する支援 | <p>県は、市町に対して、犯罪被害者等支援条例制定もしくは犯罪被害者等支援要綱の策定を促す支援をすべきである。</p> <p>進捗管理は、県内市町の条例制定、要綱作成、犯罪被害者等支援計画策定、見舞金、生活支援サービス、保育サービス、住居費補助等の具体的な施策を年次的に一覧で県民に公表し、市町担当者と会議を積み重ね、三重県各市町全体の犯罪被害者等支援施策の質的向上を図ることが県行政の責務であると思います。</p> | ② | <p>条例の制定や要綱の策定も含め、市町における犯罪被害者等支援施策の質的向上を支援します。</p> <p>また、条例の制定等を含む各市町における支援施策については、とりまとめ県民の皆様公表してまいります。</p> |
| 48 | IV-3-(2)-B 犯罪被害者等への理解の促進 | <p>犯罪被害者週間や全国交通安全運動週間を活用し、被害者等方に地域で講演して頂くことが最も有効であり、理解・共感の促進に大きく役立つ。近隣や地域にどんな支援があると助かるか、どんな声掛けや行動が生きる力ともなったか、被害者等と住民・市民が共有できることが本当に重要である。</p> | ③ | <p>あらゆる機会を捉えた広報啓発活動に努めます。</p> <p>ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> |
| 49 | IV-3-(2)-B-①「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施 | <p>犯罪被害者の早期支援を望みます。</p> <p>犯罪被害者支援制度の啓発のためのコンサートなどは、支援そのものを知る良い機会なので、とても良いと思います。</p> | ② | <p>IV-3-(2)-B-①「『犯罪被害を考える週間』を中心とした広報啓発の実施」において、「犯罪被害者支援を考える集い」の開催のほか、広報誌やホームページ、新聞、ラジオなど各種広報媒体を活用した啓発を実施することとしています。</p> |
| 50 | IV-3-(2)-B-①「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施 | <p>県や市のHPでは犯罪被害に遭った方の支援に関する情報が得にくい。</p> <p>よりこのリンクは県のHPに貼られているが、犯罪被害者支援に関するリンクも必要と思います。</p> | ③ | <p>現在、県のHPでは、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとする関係機関・団体のリンクを掲載しているところです。</p> <p>いただいたご意見を受け、県と市町のHPのリンクなど一層わかりやすい情報提供に努めるとともに市町のHPにおける対応についても働きかけます。</p> |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|---|--|------|--|
| 51 | IV-3-(2)-B-①「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施 | 三重県民の多くの方が私と同様、本件についての知識不足ではないでしょうか。この被害者等支援についての情報提供を如何に行うかを考えていただきたいと思います。 本件は、重要な案件でもあり、どうPRするかが課題のように感じます。セミナー開催、県民だよりでの特集等が必要かと思えます。 | ② | IV-3-(2)-B-①「『犯罪被害を考える週間』を中心とした広報啓発の実施」において、「犯罪被害者支援を考える集い」の開催のほか、広報誌やホームページ、新聞、ラジオなど各種広報媒体を活用した啓発を実施することとしており、セミナー開催、県政だよりへの掲載についても含まれます。 |
| 52 | IV-3-(2)-B-①「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施 | 「犯罪被害を考える週間」は他県にないとてもいい施策であるので、簡潔に趣旨等具体的に記載願いたい。 | ② | IV-3-(2)-B-①「『犯罪被害を考える週間』を中心とした広報啓発の実施」の施策概要において「広く県民に犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性の理解促進を図るため」と記載しています。 |
| 53 | IV-3-(2)-B-①「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施 | 犯罪被害者等の講演を地域で実施すると口コミで自ずと広まっていき、住民方は自分に出来る小さな支援は何かを考えだす。生の声を聴くこと以上に身近に感じ、考えを深め前進させてくれるものはない。 | ③ | あらゆる機会を捉えた広報啓発活動に努めます。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 54 | IV-3-(2)-B-②犯罪被害者等支援についての出前講座の実施 | 自治会・事業者等を県職員方が訪問する折に、犯罪被害者等の講演の場を設けてみることを進めて頂きたい。 | ③ | あらゆる機会を捉えた広報啓発活動に努めます。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 55 | IV-3-(2)-B-②犯罪被害者等支援についての出前講座等の実施 ③「～寄り添うところ～よりこ」出前講座の実施 ④事業者の犯罪被害者等への理解の促進 ⑤医療従事者の犯罪被害者等への理解の促進 | 出前講座、研修等のほかに、資料の作成・配布、Web上への掲載など、より幅広い対象に届く啓発の具体的方法についても記載いただきたい。 | ② | 幅広い対象に対する啓発については、IV-3-(4)-B-①「『犯罪被害を考える週間』を中心とした広報啓発の実施」において記載しています。 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|---|---|------|--|
| 56 | IV-3-(2)-B-④ 事業者の犯罪被害者等への理解の促進 | <p>二次被害の防止は、事業者の項目にあります。他の項目にも盛り込まれるとよいのではないのでしょうか。</p> <p>取り調べ(?)や聞き取り、相談に行っかえって傷ついたり、連携の不手際で嫌な思いをしたり、ということは聞かれることで、それは二次被害に当たるのではないかと私は思うからです。</p> | ① | <p>ご意見のとおり、IV-3-(2)-B-②「犯罪被害者等支援についての出前講座等の実施」、IV-3-(2)-B-⑤「医療従事者等の犯罪被害者等への理解の促進」、IV-3-(2)-B-⑧「学校における児童・生徒への犯罪被害者等への理解の促進」において「二次被害防止等を図ります」と書き加えます。</p> <p>なお、ご記載の相談や連携の不手際等による二次被害の防止についてはIV-3-(2)-A-⑤「犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施」で対応します。</p> |
| 57 | IV-3-(2)-B-④ 事業者の犯罪被害者等への理解の促進 | <p>県下の中小企業・大企業を周り、現在中学高等学校で実施されている「命の大切さを学ぶ教室」を説明と案内をし、犯罪被害者・遺族・家族方に講演して頂くことで、会社経営側にも社員側にも、一段と犯罪被害について、条例についての理解促進が必ず得られていくことになる。</p> | ③ | <p>ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>IV-3-(2)-B-②「犯罪被害者等支援についての出前講座等の実施」においても事業者の理解の促進を図ります。</p> |
| 58 | IV-3-(2)-B-⑦ 生徒を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催 | <p>この文脈で「命の大切さを学ぶ」となっていることには違和感がある。</p> <p>「犯罪被害者等の講演等によって、犯罪の被害に遭うことの深刻な影響を知り、被害者等への理解を深めるとともに、一人ひとりが日々の生活の中で大切にすべきことを学ぶ」といった趣旨の方が受け入れやすい。</p> <p>このような内容であれば、⑧「学校における児童・生徒の犯罪被害者等への理解の促進」と重なるので、その内容は教育委員会にゆだね、県警本部としては、むしろ、被害回避のための犯罪の性質についての理解促進や、犯罪被害に遭った場合の支援システムを含む対処方法についての啓発教育をお願いしたい。</p> | ② | <p>「命の大切さを学ぶ教室」は、警察庁が実施する取組の1つで当県警察においても、教育委員会等の関係機関・団体と連携の上、取り組んでいます。</p> <p>その内容については、犯罪被害者等の講演等によって、犯罪の被害に遭うことの深刻な影響を知り、被害者等への理解を深めるとともに、一人ひとりが日々の生活の中で大切にすべきことを学ぶことをめざしています。</p> <p>また、被害の回避のための啓発教育についても警察本部、知事部局、教育委員会等が連携し取り組んでいます。</p> <p>今後もさまざまな機関が相互に連携し、総合的かつ計画的に施策を推進します。</p> |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|---------------------------------------|---|------|--|
| 59 | IV-3-(2)-B-⑦生徒を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催 | 「命の大切さを学ぶ教室」を可能な限り、県市町村の教育委員会と学校側が対話を重ね、犯罪被害者等とも一緒に協働しながら、計画的に実施校数を増やし推進し、広めて行くことが内実共に充実し、生きてくると思われる。講演会を遺族を始めとする方々を講師として招くだけでなく、協働できる立場にいることを行政・教育・個人の立場を越え理解し、連携を育てて貰いたい。 | ③ | 関係機関・団体との連携し、広報啓発を推進します。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 60 | IV-3-(2)-B-⑦生徒を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催 | 命の大切さを学ぶ授業の対象は、児童も含めるのか？ 児童→小学生、中高生→生徒、大学生→学生 案:「生徒等」としてはどうでしょうか？ | ① | 「命の大切さを学ぶ教室」は中学生、高校生、大学生を対象としております。 ご意見のとおり、「生徒等」といたします。 |
| 61 | IV-3-(2)-B-⑧学校における児童・生徒の犯罪被害者等への理解の促進 | 人ごとしての「犯罪被害者への理解」ではなく、誰もが被害者になりうるという視点からの、被害になった人の心理とか周囲の人が起こしやすい反応(被害者非難)などについての正しい知識の提供をお願いしたい。 | ③ | 学校における犯罪被害者等への理解を深める教育の促進が必要と考えています。 ご意見については、施策を実施していく上での参考とさせていただきます。 |
| 62 | IV-3-(2)-B-⑧学校における児童・生徒の犯罪被害者等への理解の促進 | 「生命のメッセージ展」を県下で協働作業として取り組み、生徒方に出逢わせてあげることが県民の将来の希望となり、力となり、確かな未来となり、やがて形作っていきます。是非、計画的な予算を組み、小中高校・短大・大学・警察学校・自動車学校、企業・地域・様々な団体へと広めて下さい。 | ③ | 関係機関・団体と連携し、児童生徒の理解促進の取組を広げていきたいと考えています。 ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 63 | I-3 計画の期間 IV-4 進捗管理 | 計画の見直しや進捗管理の協議会・会議等に支援者だけではなく、必ず被害当事者を有識者として参加させ意見の聴取を行ってほしい。 当事者の視点が抜け落ちて、「支援者がしたい支援」にならないように。 | ② | 「三重県犯罪被害者支援施策推進協議会」に有識者として被害当事者に入っていただくなど、今後も被害当事者の意見の反映に努めます。 |

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要 | 対応区分 | 意見に対する考え方 |
|----|------|--|------|---|
| 64 | その他 | 3年に1回条例の見直しをしてほしい。 | ⑤ | 条例改正については、社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて行います。 |
| 65 | その他 | とても大切な計画だと思いました。誰もが幸せな生活が送れるよう勧めていただきたいと思いました。 | ⑤ | |
| 66 | その他 | 「司法面接」といった取り組みもあるようです。三重県での必要性はどのようにお考えでしょうか。 | ⑤ | 子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組は、警察、児童相談所、検察庁が連携し取り組んでいると聞いています。 |
| 67 | その他 | 第三次犯罪被害者等基本計画において、社会福祉会、PSW協会、看護協会に働きかけ専門知識・技能を有する専門職の養成とあるので、医療福祉の専門職を犯罪被害者等支援に配置してはどうかと思う。 | ③ | ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 68 | その他 | 犯罪被害者は、犯罪を犯した人の家族等は含まれないのですか？犯罪を犯した方の家族も同じように苦しんでおられると思うのですが。 | ⑤ | 加害者及びその家族に対する取組については、本年度策定中の「三重県再犯防止推進計画(仮称)」において記載します。 |